

案内図板チェック表

届出担当者等連絡先

規則による基準

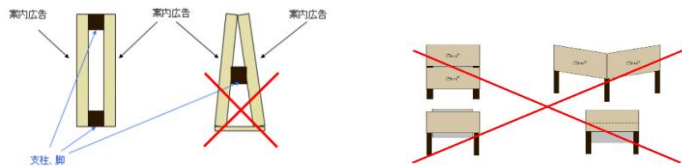
下記の表の該当箇所へ✓願います。また、「※」箇所への記入も願います。

許可番号 【 】

★特別規制地域で案内図板を設置する場合

★後退距離規制地域で自家広告物以外の野立広告物を設置する場合

※焼津市では静岡県屋外広告物条例を運用しております。案内図板の詳細な説明につきましては、静岡県ホームページ「野立て案内図板設置の手引き～設置許可の基準と考え方～」を参照してください。

確認書類	基 準			申請者	焼津市
位置図	定義	事業所等が主要な道路に接していない等のやむをえない場合に、事業所へ案内・誘導するものである ※幹線道路沿いに立地している事業所への案内図板を、その幹線道路に掲出できない 			
	距離	設置場所から事業所等の敷地までの道のりは10km以内 ※【距離： km】			
写真等	相互間距離	相互間距離は、左右方向に50cm以上、前後方向に5m以上離す			
設計図	高さ	高さは地上5m以下 ※【高さ： m】			
	面積	(特別規制) 片面3㎡以内 ※【縦 m×横 m= ㎡】			
		(後退規制) 片面5㎡以内 ※【縦 m×横 m= ㎡】			
	面積	 ※裏にも表示する場合は、表と同形状のものをぴったりくっつけて表示していること			
	矢印表示	地図又は矢印が表示されている 幹線道路沿いに事業所がある場合、直進で誘導していない			
	案内表示	案内表示の面積は、全体の1/3以上 ※【全体の面積 ㎡】 ※【案内表示面積 ㎡】 ※案内表示とは、案内広告に表示された地図・矢印・設置場所から事業所までの距離、案内又は誘導を目的とした表示のこと			
	写真・絵	写真・絵（イラスト・商標等）の面積は全体の1/3以下 ※【イラスト面積 ㎡】 写真や絵に重ねて、文字・地図・矢印が表示されていない			
	地の色彩	明度3以上、彩度8以下 例) 【 7.5Y 】 【 3 】 【 8 】 色相 【 】 明度 【 】 彩度 【 】 【 】 【 】 【 】 【 】 【 】 【 】 ※案内図板における地の色彩とは、文字・地図・矢印、写真及び絵以外の部分			
	電飾設備	動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）が使用されていない			
	協同看板	(特別規制) 片面10㎡以内、1者あたり2㎡以内			
		(後退規制) 片面15㎡以内、1者あたり3㎡以内			
	協同看板	裏にも表示する場合は、表と同形状のものをぴったりとつけて表示しており、裏も5者以上の協同看板である			

審査印			結果		可・否
-----	--	--	----	--	-----